

食品関係営業者の皆さまへ

衛生管理運営基準を改正しました！

平成 27 年 3 月 17 日に「北九州市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例」が公布され、平成 27 年 4 月 1 日から新しい基準が適用されることになりました。

改正のポイントは大きく **3** つあります。



1. HACCP 導入型基準の新設



食品関係営業者が実施すべき衛生管理運営基準について、新たに「^{ハサップ}HACCP（※）を用いて衛生管理を行う場合の基準（HACCP 導入型基準）」を追加し、この基準と従来の基準のどちらかを選択できるようになりました。

「HACCP 導入型基準」として追加された主な内容は、以下のとおりです。

■ 危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成

- ・食品衛生管理者、食品衛生責任者その他製品についての知識および専門的な技術を有する者により構成される班（チーム）を編成すること。

■ 製品説明書及び製造工程一覧図の作成

- ・製品の安全性に関して必要な事項等を記載した製品説明書を作成すること。
- ・製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。
- ・製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設・設備の配置に照らして適切かどうかの確認を行い、適宜修正すること。

■ 食品等の取扱い

- ・食品の製造工程におけるすべての潜在的な危害の原因となる物質を記載したリスト（危害要因リスト）を作成し、危害分析を行った結果特定された重要管理点についてモニタリングを実施し、記録を行うこと。
- ・モニタリングにより重要管理点において異常が発生したことが認められた場合の改善措置を設定し、適切に実施すること。
- ・製品の危害分析・重要管理点方式について、十分な頻度で検証を行うこと。

■ 記録の作成および保存

- ・上記「食品等の取扱い」に掲げた内容について記録を作成し、保存すること。

※HACCP とは・・・危害分析・重要管理点方式；Hazard Analysis and Critical Control Point の略称

- ・原材料の受入から最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染や異物の混入などの危害要因を分析・特定（危害要因の分析：Hazard Analysis）した上で、危害の防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point）を継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保する衛生管理手法です。
- ・これまでの最終製品の抜き取り検査に比べて、より効果的に安全性に問題のある製品の出荷を防止できるとされています。

2. 保健所への報告義務の追加



平成 25 年 12 月に発生した冷凍食品への農薬混入事案を踏まえ、保健所が食品等事業者と共に被害拡大防止対策を速やかに講じるため、**消費者等からの食品衛生上の苦情を受けたときは、直ちに保健所へ報告することが必要**となりました。

対象者	○食品等を製造、加工、又は輸入する 営業者	○全ての食品関係営業者
報告が必要となるケース	・製造、加工又は輸入した食品等（※）が食品衛生法に違反しているとき 又は違反している疑いがあるとき ・ <u>製造、加工又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情で健康被害につながるおそれが否定できないものを受けたとき</u> （追加）	・取り扱う食品等による健康被害の情報を消費者から得たとき (ただし、当該食品等に起因する、又は起因する疑いがあると医師が診断したものに限り)

※食品等とは・・・食品、添加物、器具及び容器包装

3. ノロウイルス食中毒対策の追加



毎年、ノロウイルスによる食中毒が多数発生し、食品への二次汚染を防ぐことがますます重要になっています。ノロウイルスによる食中毒予防の観点から、**施設や食品取扱者の衛生管理として講ずべき措置を追加・拡充**しました。

- ① 施設内でおう吐等があった場合、汚染された施設、設備及び機械等は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。
- ② 作業前、用便後及び生鮮の原材料又は汚染された原材料等を取り扱った後は、手洗い及び消毒を十分に行い、使い捨て手袋を使用する場合には交換を行うこと。
- ③ 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検すること。
- ④ おう吐物等により汚染された可能性のある食品は廃棄すること。

従来型基準の場合は①～④すべての基準が適用されます。一方、HACCP 導入型基準の場合は①及び②のみの基準が適用され、③及び④の基準は HACCP による衛生管理の中で対応することになります。

ご相談、お問い合わせは

東部生活衛生課

小倉北区馬借 1 丁目 7 - 1
総合保健福祉センター 4 階

5 2 2 - 8 7 2 8

北九州市保健所 ● ● ●

西部生活衛生課

八幡西区黒崎 3 丁目 1 5 - 3
コムシティ 6 階

6 4 2 - 1 4 4 1 (代表)

食品監視検査課

小倉北区西港町 9 4 - 9
中央卸売市場内

5 8 3 - 2 0 4 2